

## 連携法等の改正を踏まえた省令の改正（案）

1. 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第 6 条  
第 1 項の規定に基づく文部科学大臣の認定に関する省令（案）
2. 専門職大学院設置基準（昭和 22 年法律第 26 号）の一部改正を  
改正する省令（案）
3. 学校教育法第 110 条第 2 項に規定する基準を適用するに際して  
必要な細目を定める省令（平成 16 年文部科学省令第 7 号）の一部  
を改正する省令（案）



○文部科学省令第 号

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第百三十九号）第六条第三項第二号及び第四号並びに第四項の規定に基づき、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第六条第一項の規定に基づく文部科学大臣の認定に関する省令を次のように定める。

令和元年 月 日

文部科学大臣 柴山 昌彦

法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律第六条第一項の規定に基づく文部科学大臣の認定に関する省令

（用語）

第一条 この省令において使用する用語は、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（以下「法」という。）において使用する用語の例による。

（連携法科大学院の入学者選抜）

第二条 入学定員のうち、法第六条第三項第二号に規定する入学者選抜の対象となる人数は、当該法科大学

院の入学定員の二分の一を超えないものとする。

(法第六条第三項第四号に規定する文部科学省令で定める基準)

第三条 法第六条第三項第四号に規定する文部科学省令で定める基準は、次に掲げる事項とする。

一 専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第二十二條第二項に規定する法律基本科目の基礎科目に相当する科目（法科大学院が、同令第三十二條第一項に基づきその単位を修得したとみなす科目に限る。）が、当該連携法曹基礎課程において、履修すべき科目として体系的かつ段階的に開設されていること

二 前号のほか、当該連携法曹基礎課程における教育の実施に関し、専門職大学院設置基準第四十二條に基づき準用する大学院設置基準（昭和四十九年文部省令第二十八号）第十五條に基づき準用する大学院設置基準第三十一條による科目等履修における配慮その他の当該連携法科大学院における教育との円滑な接続を図るための措置が講じられていること

三 連携法曹基礎課程に関し、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第八十九條の規定に基づく卒業の認定（次号において「早期卒業の認定」という。）に関する基準が整備されていること

四 早期卒業の認定を受けようとする学生に対する、適切な学習指導の実施その他の教育的配慮を行う体制が構築されていること

(公表)

第四条 文部科学大臣は、法第六条第一項の認定をしたときは、当該認定の日付及び当該認定法曹養成連携協定の内容を公表するものとする。

#### 附 則

1 この文部科学省令は、令和二年四月一日から施行する。

2 第三条第一号中「第三十二条第一項」とあるのは、令和三年三月三十一日までの間は「第三十一条第一項」とする。



○文部科学省令第 号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第三条の規定に基づき、専門職大学院設置基準の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年 月 日

文部科学大臣 柴山 昌彦

専門職大学院設置基準の一部を改正する省令

第一条 専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(入学前の既修得単位等の認定)

第十四条 「略」

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該専門職大学院において修得した単位以外のものについては、前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該専門職大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて当該専門職大学院が修了要件として定める三十単位以上の単位数の二分の一を超えないものとする。

第二十条 法科大学院は、入学者の選抜に当たっては、入学者の適性及び能力等を適確かつ客観的に評価し、法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律。以下「連携法」という。）第四条各号に掲げる学識及び能力並びに素養を涵養するための教育を受ける上で求められる適性及び能力等を有するかを判定するものとする。

(法科大学院の教育課程の編成方針)

第二十条の二 法科大学院は、その教育上の目的を達成するために、次条第一項及び第四項に規定する授業科目を自ら開設し、段階的かつ体系的に教育課程を編成するものとする。

2 教育課程の編成に当たっては、法科大学院は、連携法第二条に規定する法曹養成の基本理念及び同法第四条に規定する大学の責務を踏まえ、将来の法曹としての実務に必要な学識及びその応用能力（弁論の能力を含む。）並びに法律に関する実務の基礎的素養を涵養するよう適切に配慮しなければならない。

(法科大学院の授業科目)

第二十条の三 法科大学院は、次の各号に掲げる授業科目を開設するものとする。

一 法律基本科目（連携法第四条第一号及び第二号に規定する法曹

(入学前の既修得単位等の認定)

第十四条 「略」

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該専門職大学院において修得した単位以外のものについては、前条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）の規定により当該専門職大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて当該専門職大学院が修了要件として定める三十単位以上の単位数の二分の一を超えないものとする。

第二十条 法科大学院は、入学者の選抜に当たっては、入学者の適性を適確かつ客観的に評価するものとする。

「条を加える。」

「条を加える。」



となろうとする者に共通して必要とされる専門的学識及びその応用能力を涵養するための教育を行う科目であり、憲法、行政法、民法、商法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。以下同じ。）

2 法律実務基礎科目（法曹としての技能及び責任その他の法律実務に関する基礎的な分野の科目をいう。）

3 基礎法学・隣接科目（基礎法学に関する分野又は法学と関連を有する分野の科目をいう。）

4 展開・先端科目（先端的な法領域に関する科目その他の実定法に関する多様な分野の科目であつて、法律基本科目以外のものをいう。）

2 法科大学院は、法律基本科目について、連携法第四条第一号に規定する法曹となろうとする者に共通して必要とされる専門的学識（専門的な法律知識その他の学識をいう。以下この条において同じ。）を涵養するための教育を行う科目（以下「基礎科目」という。）の履修の後に、同法第四条第二号に規定する法曹となろうとする者に共通して必要とされる専門的学識の应用能力（法的な推論、分析、構成及び論述の能力をいう。以下この条及び第二十条の五において同じ。）を涵養するための教育を行う科目（以下「応用科目」という。）を履修することができるよう、教育課程を編成するものとする。

3 法科大学院は、第一項各号（第一号を除く。）に規定する各科目については、法律基本科目の履修を踏まえて履修することができるよう、教育課程を編成するものとする。

4 法科大学院は、展開・先端科目のうち、連携法第四条第二号に規定する法曹となろうとする者に必要とされる専門的な法律の分野に関する専門的学識及びその应用能力を涵養するための教育を行う科目として、次に掲げる科目（以下「選択科目」という。）の全てを開設するよう努めるものとする。

- 一 倒産法
- 二 租税法
- 三 経済法

- 四 知的財産法
- 五 労働法
- 六 環境法
- 七 国際関係法（公法系）
- 八 国際関係法（私法系）
- 5| 共同教育課程を編成する法科大学院（以下この項において「構成法科大学院」という。）にあつては、前条及び前四項の規定にかかわらず、当該構成法科大学院のうち一の法科大学院が開設する授業科目は、当該一の法科大学院以外の法科大学院がそれぞれ開設するものとみなす。

（法科大学院の授業を行う学生数）

第二十條の四 法科大学院は、一の授業科目について同時に授業を行う学生数を少人数とすることを基本とする。

2| 前項の場合において、一の法律基本科目について同時に授業を行う学生数は、五十人以下とする。ただし、教育上必要があり、かつ、十分な教育効果をあげることができると認められる場合は、この限りでない。

（法科大学院の授業の方法等）

第二十條の五 法科大学院においては、第八条第一項に規定する方法のほか、連携法第四条第二号及び第三号に規定する論述の能力その他の専門的学識の応用能力を涵養するために必要な方法により授業を行うよう適切に配慮しなければならない。

（法科大学院における学修の成果に係る厳格かつ客観的な評価及び修了の認定）

第二十條の六 法科大学院は、第十条第二項に規定する学修の成果に係る評価及び修了の認定に当たつては、連携法第五条第二号及び第三号の規定に基づき公表する基準に基づき、同法第四条各号に掲げる学識及び能力並びに素養が涵養されているかどうかについて、厳格かつ客観的に評価を行うものとする。

「条を加える。」

「条を加える。」

「条を加える。」

(法科大学院における情報の公表)

第二十條の七 連携法第五條第六號の文部科学省令で定める事項は、

次に掲げるものとする

一 入学者選抜における志願者、受験者及び入学者の数その他入学者選抜に関すること

二 当該法科大学院に入学した者のうち、標準修業年限以内で修了した者の割合及び当該法科大学院に在籍した者のうち、退学した者の割合

三 基礎科目及び応用科目並びに選択科目として当該法科大学院が開設する科目

四 授業料、入学料その他の大学院が徴収する費用及び修学に係る経済的負担の軽減を図るための措置に関すること

五 連携法第十條第一号又は第二号に該当するものとして当該法科大学院に入学した者の入学者に占める割合及び司法試験法(昭和二十四年法律第百四十号)第一條第一項に規定する司法試験(以下単に「司法試験」という。)の合格率

(共同教育課程に係る修了要件)

第三十四條 「略」

2、3 「略」

4 前項の規定によりそれぞれの法科大学院又は教職大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、法科大学院にあつては第二十一條第一項(同條第二項において準用する場合を含む。)、第二十二條第一項若しくは第二十五條第一項の規定により、教職大学院にあつては第二十七條第一項(同條第二項において準用する場合を含む。 )若しくは第二十八條第一項の規定により、それぞれ修得したものとみなすことができる単位又は前條の規定により修得したものとみなすものとする単位を含むものとする。

(共同開設科目)

「条を加える。」

(共同教育課程に係る修了要件)

第三十四條 「略」

2、3 「略」

4 前項の規定によりそれぞれの法科大学院又は教職大学院において当該共同教育課程に係る授業科目の履修により修得する単位数には、法科大学院にあつては第二十一條第一項(同條第二項において準用する場合を含む。)、第二十二條第一項若しくは第二十五條第一項の規定により、教職大学院にあつては第二十七條第一項(同條第二項において準用する場合を含む。 )若しくは第二十八條第一項の規定により、それぞれ修得したものとみなすことができる単位又は前條の規定により修得したものとみなすものとする単位を含むものとする。

(共同開設科目)

第三十七条 「略」

2 国際連携専攻を設ける専門職大学院が前項の授業科目（以下この項において「共同開設科目」という。）を開設した場合、当該専門職大学院の国際連携専攻の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、七単位を超えない範囲（教職大学院にあつては当該教職大学院が修了要件として定める四十五単位以上の単位数の四分の一を超えない範囲）で、当該専門職大学院又は連携外国専門職大学院のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、連携外国専門職大学院において修得した単位数が、第三十九条第一項の規定により連携外国専門職大学院において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を連携外国専門職大学院において修得した単位とするこ  
とはできない。

第三十七条 「略」

2 国際連携専攻を設ける専門職大学院が前項の授業科目（以下この項において「共同開設科目」という。）を開設した場合、当該専門職大学院の国際連携専攻の学生が当該共同開設科目の履修により修得した単位は、七単位を超えない範囲（教職大学院にあつては当該教職大学院が修了要件として定める四十五単位以上の単位数の四分の一を超えない範囲）で、当該専門職大学院又は連携外国専門職大学院のいずれかにおいて修得した単位とすることができる。ただし、連携外国専門職大学院において修得した単位数が、第三十九条第一項の規定により連携外国専門職大学院において修得することとされている単位数に満たない場合は、共同開設科目の履修により修得した単位を連携外国専門職大学院において修得した単位とするこ  
とはできない。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第二条 専門職大学院設置基準の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

改正前

(法科大学院の授業科目)

第二十条の三 「略」

2 法科大学院は、法律基本科目について、連携法第四条第一号に規定する法曹となろうとする者に共通して必要とされる専門的学識（専門的な法律知識その他の学識をいう。以下この条において同じ。）を涵養するための教育を行う科目（以下「基礎科目」という。）の履修の後に、同法第四条第二号に規定する法曹となろうとする者に共通して必要とされる専門的学識の応用能力（法的な推論、分析、構成及び論述の能力をいう。以下この条及び第二十条の五において同じ。）を涵養するための教育を行う科目（以下「応用科目」という。）を履修することができるよう、教育課程を編成するものとする。この場合において、法科大学院は、基礎科目のうち三十単位以上の科目を必修科目として定めるものとする。

3～5 「略」

(法科大学院の課程の修了要件)

第二十三条 法科大学院の課程の修了の要件は、第十五条の規定にかかわらず、次の各号のいずれにも該当することとする。

一 法科大学院に三年（三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、九十三単位以上を修得すること

二 第二十条の三第一項各号に規定する科目について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める単位数を修得すること

イ 法律基本科目 四十八単位以上

ロ 法律実務基礎科目 十単位以上

ハ 基礎法学・隣接科目 四単位以上

(法科大学院の授業科目)

第二十条の三 「略」

2 法科大学院は、法律基本科目について、連携法第四条第一号に規定する法曹となろうとする者に共通して必要とされる専門的学識（専門的な法律知識その他の学識をいう。以下この条において同じ。）を涵養するための教育を行う科目（以下「基礎科目」という。）の履修の後に、同法第四条第二号に規定する法曹となろうとする者に共通して必要とされる専門的学識の応用能力（法的な推論、分析、構成及び論述の能力をいう。以下この条及び第二十条の五において同じ。）を涵養するための教育を行う科目（以下「応用科目」という。）を履修することができるよう、教育課程を編成するものとする。

3～5 「略」

(法科大学院の課程の修了要件)

第二十三条 法科大学院の課程の修了の要件は、第十五条の規定にかかわらず、法科大学院に三年（三年を超える標準修業年限を定める研究科、専攻又は学生の履修上の区分にあつては、当該標準修業年限）以上在学し、九十三単位以上を修得することとする。

「号を加える。」

「号を加える。」

<p>二 展開・先端科目 十二単位以上</p> <p>三 法律基本科目について、公法系科目（憲法及び行政法に関する分野の科目をいう。）、民事系科目（民法、商法及び民事訴訟法に関する分野の科目をいう。）、刑事系科目（刑法及び刑事訴訟法に関する分野の科目をいう。）のいずれかに過度に偏ることのないよう履修することとし、次に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める単位数を修得すること</p> <p>イ 基礎科目 三十単位以上（第二十条の三第二項の規定により法科大学院が定める必修科目の単位を含む。）</p> <p>ロ 応用科目 十八単位以上</p> <p>四 第二十条の三第四項に規定する選択科目について、四単位以上を修得すること</p>	<p>「号を加える。」</p> <p>「号を加える。」</p>
--	---------------------------------

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。





### 第三条 専門職大学院設置基準の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(法科大学院における情報の公表)

第二十条の七 「略」

一～五 「略」

六 連携法第六条第二項第一号に規定する連携法曹基礎課程からの

入学者の入学者全体に占める割合及び司法試験の合格率

(法科大学院の履修科目の登録の上限)

第二十條の八 法科大学院の学生が履修科目として登録することができる単位数の上限は、一年につき三十六単位を標準として法科大学院が定めるものとする。

2 法科大学院は、連携法第六条第二項第一号に規定する連携法曹基礎課程を修了して法科大学院に入学した学生その他の当該法科大学院が認める学生(以下「認定学生」という。)については、その定めるところにより、前項に定める上限を超えて、一年につき四十四単位まで履修科目として登録を認めることができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第二十二條 「略」

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、転学等の場合を除き、当該法科大学院において修得した単位以外のものについては、第十四条第二項の規定にかかわらず、前条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定により当該法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位(同条第一項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。)を超えないものとする。ただし、認定学生については、四十六単位(同条第一項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。)を超えない範囲で修得したものとみなすことができるものとする。

改正前

(法科大学院における情報の公表)

第二十条の七 「略」

一～五 「略」

「号を加える。」

「条を加える。」

(入学前の既修得単位等の認定)

第二十二條 「略」

2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、編入学、転学等の場合を除き、当該法科大学院において修得した単位以外のものについては、第十四条第二項の規定にかかわらず、前条第一項(同条第二項において準用する場合を含む。)の規定により当該法科大学院において修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位(同条第一項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。)を超えないものとする。

(法学既修者)

第二十五条 法科大学院は、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下この条において「法学既修者」という。）に関しては、第二十三条第一号に規定する在学期間については一年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、同号に規定する単位については三十単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、九十三単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り三十単位を超えてみなすことができる。

2 認定学生に関する前項の規定の適用については、同項中「三十単位」とあるのは「四十六単位」と読み替える。

3 第一項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて一年を超えないものとする。

4 第一項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数（同項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。）は、第二十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第二十二条第一項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位（第二十二条第一項ただし書の規定により四十六単位を超えない範囲でみなす場合は四十六単位（第二十一条第一項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。））を超えないものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

(法学既修者)

第二十五条 法科大学院は、当該法科大学院において必要とされる法学の基礎的な学識を有すると認める者（以下「法学既修者」という。）に関しては、第二十三条に規定する在学期間については一年を超えない範囲で当該法科大学院が認める期間在学し、同条に規定する単位については三十単位を超えない範囲で当該法科大学院が認める単位を修得したものとみなすことができる。ただし、九十三単位を超える単位の修得を修了の要件とする法科大学院にあつては、その超える部分の単位数に限り三十単位を超えてみなすことができる。「項を加える。」

2 前項の規定により法学既修者について在学したものとみなすことのできる期間は、前条の規定により在学したものとみなす期間と合わせて一年を超えないものとする。

3 第一項の規定により法学既修者について修得したものとみなすことのできる単位数（第一項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。）は、第二十一条第一項（同条第二項において準用する場合を含む。）及び第二十二条第一項の規定により修得したものとみなす単位数と合わせて三十単位（第二十一条第一項ただし書の規定により三十単位を超えてみなす単位を除く。）を超えないものとする。



第四条 専門職大学院設置基準の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	<p>(法科大学院における情報の公表)      第二十条の七 「略」      一〇六 「略」      七 当該法科大学院の学生のうち、司法試験法第四条第二項の規定により司法試験を受けた者の人数及び司法試験の合格率</p>	改正前	<p>(法科大学院における情報の公表)      第二十条の七 「略」      一〇六 「略」      「号を加える。」</p>
備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。			

## 附 則

1 この省令は、令和二年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

一 第二条 令和三年四月一日

二 第三条 令和四年四月一日

三 第四条 令和五年四月一日

2 第二条による改正後の専門職大学院設置基準第二十条の三及び第二十三条の規定は、令和三年度以降に法科大学院に入学した者（法学既修者（第二十五条第一項に規定する者をいう。以下同じ。）を除く。）及び令和四年度以降に入学した法学既修者が履修する授業科目の開設とその修了の認定について適用する。

3 この省令の施行の日から令和四年九月三十日までの間は、第一条による改正後の専門職大学院設置基準第二十条の七中「第五条第六号」とあるのは「第五条第五号」とする。





○文部科学省令第 号

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第一百条第三項の規定に基づき、学校教育法第一百条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和元年 月 日

文部科学大臣 柴山 昌彦

学校教育法第一百条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令の一部を改正する省令

学校教育法第一百条第二項に規定する基準を適用するに際して必要な細目を定める省令（平成十六年文部科学省令第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後

(法科大学院に係る法第一百条第二項各号を適用するに際して必要な細目)

第四条 第一条第一項及び第三項に定めるもののほか、専門職大学院設置基準第十八条第一項に規定する法科大学院（以下この項及び次項において単に「法科大学院」という。）の認証評価に係る認証評価機関になろうとする者の認証の基準に係る法第一百条第三項に規定する細目のうち、同条第二項第一号に関するものは、次に掲げるものとする。

一 大学評価基準が、第一条第三項の規定にかかわらず、次に掲げる事項について認証評価を行うものとして定められていること。

「号の細分を削る。」

イ 入学者の選抜における入学者の多様性の確保、適性及び能力等の適確かつ客観的な評価並びに適性及び能力等の判定に関すること。

ロ [略]

ハ [略]

ニ 教育上の目的を達成するために必要な授業科目の開設その他の段階的かつ体系的な教育課程の編成に関すること。

ホ 授業を行う学生数に関すること。

ヘ 法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第百三十九号。次号及び第三号において「連携法」という。）第四条各号に掲げる学識及び能力並びに素養を涵養するための授業の方法等に関すること。

ト 学修の成果に係る厳格かつ客観的な評価及び修了の認定に関すること。

「号の細分を削る。」

チ 教育研究活動等の状況に係る情報の公表に関すること。

改正前

(法科大学院に係る法第一百条第二項各号を適用するに際して必要な細目)

第四条 「同上」

一 「同上」

イ 教育活動等の状況に係る情報の提供に関すること。

ロ 入学者の選抜における入学者の多様性の確保並びに適性及び能力の適確かつ客観的な評価に関すること。

ハ [略]

ニ [略]

ホ 教育上の目的を達成するために必要な授業科目の開設その他の体系的な教育課程の編成に関すること。

ヘ 一の授業科目について同時に授業を行う学生の数の設定に関すること。

ト 授業の方法に関すること。

チ 「同上」

リ 授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究の実施に関すること。

「号の細分を加える。」

<p>リ 履修科目の登録の上限に関すること。</p> <p>ヌ 専門職大学院設置基準第二十二條第一項の規定による単位の認定及び専門職大学院設置基準第二十五條第一項に規定する法学既修者の認定に関すること。</p> <p>ル 課程の修了要件に関すること。</p> <p>ヲ 施設及び設備に関すること。</p> <p>「号の細分を削る。」</p> <p>ワ 〔略〕</p> <p>カ 連携法第六條第二項第一号に規定する連携法科大学院における同法第十二條第二項に規定する実施状況に関すること。</p> <p>二 評価方法が、前号に掲げる事項のうち認証評価機関になろうとする者が連携法第二條に規定する法曹養成の基本理念及び同法第四條に規定する大学の責務を踏まえ、特に重要と認める事項の評価結果を勘案しつつ総合的に評価するものその他の学校教育法第九十九條第五項に規定する認定を適確に行うに足りるものであること。</p> <p>三 認証評価機関になろうとする者が、学校教育法第九十九條第六項に規定する適合認定を受けられなかった法科大学院の教育活動の状況について、当該法科大学院の求めに応じ、再度評価を行うよう努めることとしていること。</p> <p>2・3 〔略〕</p>	<p>ヌ 学生が一年間又は一学期に履修科目として登録することができる単位数の上限の設定に関すること。</p> <p>ル 専門職大学院設置基準第二十五條第一項に規定する法学既修者の認定に関すること。</p> <p>「号の細分を加える。」</p> <p>ヲ 教育上必要な施設及び設備（ワに掲げるものを除く。）に関すること。</p> <p>ワ 図書その他の教育上必要な資料の整備に関すること。</p> <p>カ 〔略〕</p> <p>「号の細分を加える。」</p> <p>二 評価方法が、前号に掲げる事項のうち認証評価機関になろうとする者が法科大学院の教育と司法試験等との連携等に関する法律（平成十四年法律第百三十九号。次号において「連携法」という。）第二條に規定する法曹養成の基本理念を踏まえて特に重要と認める事項の評価結果を勘案しつつ総合的に評価するものその他の同法第五條第二項に規定する認定を適確に行うに足りるものであること。</p> <p>三 認証評価機関になろうとする者が、連携法第五條第三項に規定する適合認定を受けられなかった法科大学院の教育活動の状況について、当該法科大学院の求めに応じ、再度評価を行うよう努めることとしていること。</p> <p>2・3 〔略〕</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

## 附 則

この省令は、令和四年四月一日から施行する。